

## 電気通信事業法施行規則の一部改正について

### I 制定の背景

(1) 総務省では、平成 21 年 10 月から、「グローバル時代における I C T 政策に関するタスクフォース」を開催し、全ての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目指とする「光の道」構想の実現に向けた検討を行ってきた。この検討において、公正な競争環境を整備するためには、N T T 東西に対し、ボトルネック設備に係る利用の同等性を一層確保する措置を講ずることが必要であり、その手法として、速やかに「機能分離」を行うとともに、現行の禁止行為規制の内容を業務委託先子会社にも遵守させるための措置を講じることが適当であるとされた。

(『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』(H22. 12. 14))

(2) 平成 23 年 5 月 26 日、第 177 回国会において、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 58 号）が成立し、これにより、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 31 条の一部が改正され、第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理等するための体制の整備その他必要な措置を講ずるとともに、業務委託先子会社に対する必要かつ適切な監督をすべきこととされた。

(3) 本件は、この改正において、

- ・他の事業者との間の適正な競争関係を確保するため、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が講ずべき体制の整備その他必要な措置の内容、並びに
- ・当該体制の整備及び子会社監督の規定を遵守するために講じた措置等について報告すべき事項の内容

について省令で定めることとされていることを受け、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正するものである。

### II 省令案の概要

#### 1. 体制の整備その他必要な措置（第 22 条の 7 関係）

他の事業者との間の適正な競争関係を確保するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずべき体制の整備その他必要な措置は、次の要件を満たすものでなければならないこととする。

(1) 設備部門の設置及び他の部門との間の隔離(第1号から第4号まで関係)

- 第一種指定電気通信設備の設置、管理、運営等の業務を行う専任の部門（以下「設備部門」という。）を設置すること。
- 設備部門の長は役員をもって充てること。
- 設備部門とその他の部門との間における兼職を禁ずること。
- 設備部門の業務の用に供する室とその他の室とを区分すること。

(2) 厳格な情報遮断措置(第5号から第10号まで関係)

- 接続の業務に関して知り得た情報（以下「接続関連情報」という。）を管理するため、次の要件が確保されたシステムを構築すること。
  - ・ 接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないこと。
  - ・ 接続関連情報の区分ごとにアクセス権限が設定されること。
  - ・ 接続関連情報を入手した者、入手した情報、日時を記録すること。
- 接続関連情報の取扱いについて遵守すべき規程を作成するとともに、当該規程を遵守させるための研修を実施すること。
- 設備部門の長を接続関連情報の管理責任者とし、当該部門における当該情報の取扱いを管理させること。

(3) 実効的な監視の仕組み(第11号から第16号まで関係)

- 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備とを接続するために実施した手続の実施の経緯等を記録すること。
- 第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために、第一種指定電気通信事業者内において実施した手續の実施の経緯等を記録すること。
- 接続の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を置き、
  - ・ 記録された手續の実施の経緯等が接続約款等に基づくものであるかどうか
  - ・ 接続関連情報の取扱いが適正であるかどうかを監視させること。
- 監視部門による監視の結果を、取締役会等に報告させること。

## 2. 規定の遵守のために講じた措置等の報告（第22条の8）

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務大臣に報告しなければならない事項は、次のとおりとする。

### (1) 業務委託先子会社に対する監督に関する事項（第2号関係）

業務委託先子会社に対し、必要かつ適切な監督が行われたことを確認するための事項として、次の事項を報告しなければならないこととする。

- 委託業務の内容、委託額、再委託の有無
- 役員兼任の状況、自己又は子会社の有する議決権の割合
- 実施した監督の方法及び実施状況
- 業務委託先子会社における禁止行為の有無等

### (2) 体制の整備その他必要な措置に関する事項（第3号関係）

第22条の7の規定に基づき体制の整備その他必要な措置が講じられたことを確認するための事項として、次の事項を報告しなければならないこととする。

- 設備部門、情報管理責任者、監視部門の設置その他整備した体制
- 構築したシステムの概要、作成した規程、実施した研修の内容
- 記録した手続の実施の経緯等の概要及び行った監視の結果
- 監視の結果、手續の実施の経緯等が接続約款等に基づかないものであった場合に、これを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由
- 監視の結果、接続関連情報の取扱いが適正でない場合に、これを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

## **III 施行期日**

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（同法の公布の日（平成23年6月1日）から6月を超えない範囲において政令で定める日）から施行する。